

子発 0329 第 19 号
平成 31 年 3 月 29 日
(改正経過)
子発 1120 第 2 号
令和元年 11 月 20 日

各 (都 道 府 県 知 事)
(指 定 都 市 市 長) 殿
(児 童 相 談 所 設 置 市 市 長)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関における
自己評価及び第三者評価の実施について

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項において、法第 2 条第 5 号に規定する民間あっせん機関（以下「民間あっせん機関」という。）は、その行う養子縁組のあっせんに係る業務の質の評価について、自ら評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、評価機関による評価（以下「第三者評価」という。）を受け、それらの結果を公表しなければならないこととされている。

今般、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 46 号）を公布し、自己評価及び第三者評価を行うに当たっての詳細を定め、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図らりたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 趣旨

児童に対して家庭における養育者との永続的な関係に基づいて行われる養育を確保する上で、養子縁組あっせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、法第 21 条第 1 項において、民間あっせん機関は自己評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果を

公表しなければならないと規定している。また、同条第2項において、民間あっせん機関は、評価結果に基づき、養子縁組のあっせんに係る業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定している。

自己評価及び第三者評価は、個々の民間あっせん機関が事業運営における問題点を把握し、質の向上を図ることを目的として実施するものである。この目的を実現するため、第三者評価の実施に先立ち、まず、評価基準に沿って自己評価を行い、民間あっせん機関の職員全体で、事業運営を振り返り、できていることやできていないことを洗い出すことが重要である。また、第三者評価を受けることを通じて、今後の取組課題を把握するとともに、事業の透明性を図る観点から自らが適切な取組を行っている旨を対外的に説明できるようになることも重要である。

第2 自己評価

1. 定期的な実施

民間あっせん機関は、毎年、原則として毎事業年度終了後3月以内に、前事業年度の業務の質について自己評価を行うこと。ただし、令和元年度に限り、平成31年4月1日から令和元年12月31日までの間に事業年度が終了する場合には、当該事業年度に係る自己評価について、令和2年3月31日までの間に行うこと。

2. 自己評価の実施方法

民間あっせん機関は、法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号。以下「規則」という。）、この通知及び「民間あっせん機関の第三者評価基準について」（令和元年11月20日付け子発1120第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「評価基準通知」という。）に従い、第三者評価を受ける年にあつては、あらかじめ、自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、民間あっせん機関と第三者評価機関で協議すること。第三者評価を受けない年においては、その実施方法を当該民間あっせん機関で決定の上、自己評価を行うこと。

また、第三者評価の結果から明確になった課題については、次の第三者評価の実施に向けて、自己評価の中でその改善状況を把握し、課題の解決・改善に向けて計画的・継続的に取り組むよう留意すること。

3. 自己評価結果の公表

民間あっせん機関は、自己評価を行ったときは、速やかに、インターネットを利用する方法その他の適切な方法により、その結果について、公表しなければならないこと。公表を行う情報には、少なくとも民間あっせん機関名、評価対象期間、評価項目ごとの評価ランク及びその評価の根拠が含まなければならないこと。

第3 第三者評価

1. 定期的な実施

民間あっせん機関は、平成31年4月1日又はその許可を受けた日のいずれか遅い日から起算して3年に1回以上、第三者評価を受けなければならないこと。（法第21条第1項及び規則第9条の2第4項）

2. 第三者評価の評価機関

民間あっせん機関の第三者評価については、法第21条第1項及び規則第9条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する評価機関において実施すること。

(1) 評価機関の責務

指定を受けた評価機関は、次に定める責務を負うものとする。

- ① 民間あっせん機関の第三者評価の趣旨に基づき、公正・中立な立場で、かつ専門的で客観的な評価を行い、評価の信頼性、公平性の確保に努めること。
- ② 民間あっせん機関の第三者評価の実施に当たり、人権を尊重し、個人情報の保護を徹底すること。
- ③ 評価機関の質の向上を図るとともに、評価調査者の資質の向上に努めること。

(2) 指定基準

評価機関の指定基準は、次のとおりとする。（規則第9条の2第1項）

- ① 法人格を有すること。
- ② 当該評価機関又はその役員が養子縁組あっせん事業を行う者でないこと。
- ③ 役員のうち法第8条第2号から第7号までのいずれかに該当する者がいないこと。
- ④ 個人情報を適切に管理し、関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- ⑤ 養子縁組のあっせんに係る業務についての評価を適切に行う能力を有すること。具体的には、社会的養護関係施設の第三者評価を行う機関の認証を受けている者と同等の能力を有すること。

(3) 指定申請

規則第9条の2第1項の規定に基づく指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、「民間あっせん機関第三者評価機関指定申請書」（様式第1号）によって厚生労働大臣に申請を行うものとする。

(4) 指定

- ① 厚生労働大臣は、指定を行ったときは、「民間あっせん機関第三者評価機関指定決定通知書」（様式第2号）を交付するとともに、当該評価機関の名称等の情報を厚生労働省のホームページで公表すること。
- ② 厚生労働大臣は、指定を行わないこととしたときは、「民間あっせん機関第三者評価機関不指定決定通知書」（様式第3号）を交付すること。

(5) 変更の届出

指定を受けた評価機関は、「民間あっせん機関第三者評価機関指定申請書」に記載した事項又はそれに添付した書類の内容に変更が生じたときは、変更の事由が発生した日から30日以内に、「民間あっせん機関第三者評価機関変更届」（様式第4号）に必要な書類を添付し、厚生労働省大臣に変更内容を届け出なければならないこと。

(6) 指定の辞退

- ① 指定を受けた評価機関は、厚生労働大臣に対して「民間あっせん機関第三者評価機関指定辞退届」（様式第5号）を提出することにより、指定を辞退することができること。
- ② 厚生労働大臣は、「民間あっせん機関第三者評価機関指定辞退届」を受理したときは、当該評価機関の名称等の情報を厚生労働省のホームページで公表すること。

（7）指定の取消

- ① 厚生労働大臣は、指定を受けた評価機関が（2）の指定基準のいずれかに該当しなくなった場合には、当該評価機関の指定を取り消すことができること。
（規則第9条の2第2項）

なお、（2）⑤に該当しない具体的な例としては、（8）に定める事業実績報告又は（9）に定める事業実施状況に関する調査への協力を行わない場合、評価を行った民間あっせん機関から評価にかかる費用とは別に金品その他の利益を受け取る（社会通念上常識的な湯茶等の提供は除く）など不正な行為が行われた場合があること。

- ② 厚生労働大臣は、指定を取り消すこととしたときは、「民間あっせん機関第三者評価機関指定取消決定通知書」（様式第6号）を交付するとともに、当該取消評価機関の名称等の情報を厚生労働省のホームページで公表すること。

（8）事業実績報告

評価機関は、毎年度終了後速やかに厚生労働大臣に対し、第三者評価の実績等を報告するものとする。

（9）事業実施状況に関する調査への協力

評価機関は、厚生労働省子ども家庭局が実施する第三者評価の適正な実施を目的とする調査等に協力するものとする。

3. 第三者評価等の実施方法

（1）評価基準、評価の手法及び評価結果の取扱い

第三者評価の基準は、厚生労働省子ども家庭局長が定めるものとする。具体的には、評価基準通知別紙「民間あっせん機関の第三者評価基準」とすること。

（規則第9条の2第3項）

評価機関は、第三者評価の実施に当たっては、評価基準通知によること。

（2）第三者評価の実施体制

第三者評価の実施に当たっては、2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、養子縁組あっせん責任者研修（規則第18条第1項に規定する研修をいう。）を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了していること。

なお、令和元年度に指定を受ける評価機関の評価調査者にあつては、同年度内に修了することを予定していれば、差し支えないものであること。

（3）第三者評価を受ける年の自己評価

第三者評価を受ける年にあつては、あらかじめ、自己評価を行うものとするこ

と。この場合の自己評価の方法は、民間あっせん機関と第三者評価機関で協議し決定すること。

4. 第三者評価結果の公表

民間あっせん機関は、第三者評価を受けたときは、速やかに、インターネットを利用する方法その他の適切な方法により、その結果について、公表しなければならないこと。公表を行う情報には、少なくとも民間あっせん機関名、第三者評価実施機関名、評価実施期間、総評及び評価項目ごとの評価ランクが含まなければならないこと。

養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関第三者評価機関指定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 ^(ふりがな) 氏名

代表者 ^(ふりがな) 氏名

印

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第9条の2第1項の規定により指定を受けたいので、次の各項目に相違ないことを申告するとともに関係書類を添えて申請します。

1 第三者評価を実施しようとする法人（名称、所在地、評価実績等）、問合せ先

実施しようとする者	^(ふりがな) 名称	
	所在地	(〒 -)
	電話番号	
	代表者の役職名・氏名	
	これまでの評価実績等	社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を受けている場合の認証番号等 推進組織名 () 認証年月日 (年 月 日) 認証番号 () その他評価実績等
問合せ先	担当部署名	
	担当者の役職名・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 評価調査者名簿 (一覧)

氏名	直近の研修修了番号 (あっせん責任者研修を修了している場合)

3 指定の基準を満たすことの誓約

① 規則第9条の2第1項各号に規定する評価機関の指定基準に適合すること。

② 以下のいずれにも該当しないこと。

- ・ 役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人。
- ・ 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人。
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（※）。
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人。

※「事業活動を支配する法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・ 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人。
- ・ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結している法人。

4 その他申請に必要な書類

- ・ 法人登記簿謄本（写しで可。受理日から6か月以内のもの。）
- ・ 定款
- ・ 法人の事業概要（様式自由）
- ・ 決算書（貸借対照表及び損益計算書。直近年度のもの。）
- ・ 役員名簿
- ・ 守秘義務及び倫理に関する規定

(注) 令和元年度に指定を受ける評価機関については、同年度内に修了することを予定している者を記入すること。

(様式第2号)

発 第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者名) 殿

厚生労働大臣 印

養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関第三者評価機関指定決定通知書

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第9条の2第1項の規定に基づき、評価機関として指定する。

記

1 事業所の

[名 称
	所在地

2 指定番号

3 指定年月日 年 月 日

(様式第3号)

発 第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者名) 殿

厚生労働大臣 印

養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関第三者評価機関不指定決定通知書

●年●月●日付で申請のあった養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関第三者評価機関の指定について、以下のとおり指定を行わないこととしたので、通知する。

記

決定の内容

以下の理由のとおり、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則(平成29年厚生労働省令第125号)第9条の2第1項各号に規定する基準に適合しないため、評価機関として指定しない。

理由

【教示】

この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に審査請求することができます。

また、上記審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第4号)

養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関第三者評価機関変更届

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 ふりがな 氏名

代表者 ふりがな 氏名

印

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第9条の2第1項の指定に係る申請内容に変更が生じたので、下記のとおり変更を届け出ます。

記

指定番号	
<small>(ふりがな)</small> 法人の名称	
所在地	(〒 -)
評価を 実施す る部署	<small>(ふりがな)</small> 名称
	所在地
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

(様式第5号)

養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関第三者評価機関指定辞退届

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 ふりがな 氏名

代表者 ふりがな 氏名

印

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省令第 125 号）第 9 条の 2 第 1 項の指定を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

指定番号		
<small>(ふりがな)</small> 法人の名称		
所在地	(〒 -)	
評価を 実施す る部署	<small>(ふりがな)</small> 名 称	
	所在地	(〒 -)
辞退年月日	年 月 日	
辞退理由		
備考		

(様式第 6 号)

発 第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者名) 殿

厚生労働大臣 印

養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関第三者評価機関指定取消決定通知書

●年●月●日付指定番号●で指定した評価機関について、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省令第 125 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、以下のとおり指定を取消すこととしたので、通知する。

記

指定番号		
(ふりがな) 法人の名称		
所在地	(〒 -)	
評価を 実施す る部署	(ふりがな) 名 称	
	所在地	(〒 -)
取消年月日	年 月 日	
取消理由		

【教示】

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があった日の翌日から起算して 3 か月以内に、厚生労働大臣に審査請求することができます。

また、上記審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。